



官有財産法
機密

九

大隈

1291





官有財産法

第一節 官有財産
國ノ公用又ハ官用ニ供スル

官有財産ハ賣拵譲与又ハ交換スル
コトヲ得ス

前項ノ外ノ官有財産ハ賣拵譲与又

ハ交換スルコトヲ得

國ノ公用又ハ官用ニ供シタル官有

財産ニシテ其用ヲ止メタルモノハ

賣拵譲与又ハ交換スルコトヲ得

大正十一年四月
隈橋齋吉
贈

各國ノ例ヲ按スルニ官有財産ノ
類別各其ノ制ヲ異ニスト呈セ之
テ三種ニ區別スルハ官ニ適當ナ
リトス即チ第一ハ政府ノ所有ス
ル財産ニシテ之ヲ國ノ公用ニ供
スルモノ例之ハ道路河川河岸城
砦砲臺兵器軍艦(公有財産)如キ
是ナリ第二ハ官廳ノ使用ニ供ス
ル財産ニシテ第一種ニ屬セザル
モノ例之ハ官廳ノ地所建物及執
務上必要ノ器械器具ノ如キ(行政

財産)是ナリ第三種ハ之ヲ利用シテ
國庫收入ノ源ニ充ルモノ例之ハ土
地森林作業場ノ如キ(利殖財産)是ナ
リ
今本法ハ前記ノ區別ニ基キ公用又
ハ官用ニ供スル財産ハ賣拂讓与交
換セザルモノト定メ第三種ノ財産
及公用官用ヲ廢シタル財産ニ限リ
之ヲ賣拂讓与交換シ得ルモノト為
ス第三項ハ官吏法律ノ適用ヲ誤リ

政府ノ損失ヲ引起シタル場合
ニ於テ官有財産ノ減耗ヲ豫防スル
モノナリ此ノ一項ハ官有財産保存
ノ為ニ極メテ緊要ナリ

第二條 官有財産ノ賣拂譲与交換及
貸付ハ總テ本法ニ依ルヘシ其本法
ニ違ヒタルモノハ無効トス

第三條 左ニ掲クル官有財産ハ法律
若ハ豫算ニ依ル、外特ニ帝國議會
ノ協賛ヲ經ルニ非サレハ賣却又ハ
讓与スルコトヲ得ス

第一一區域ニシテ見積價格壹萬圓
以上若ハ拾萬坪以上ノ土地及森
林

第二見積價格壹萬圓以上ノ營造物
家屋船舶

官有財産ノ離権ハ法律ノ結果トシテ

之ヲ行フコトアルヘシ次ニ歳出入
豫算ニ掲ケテ毎年議會ノ議ヲ經ル
コトアルヘシ其ノ外特別ノ必要アリ
テ之ヲ行フコトアルヘシ本條ハ
乃チ第三ノ場合ヲ指シタルナリ
官有財産ノ大小ニ拘ラス之ヲ離權
スルニ當リ總テ議會ノ協賛ヲ要ス
ルトキハ行政ハ其ノ煩ニ堪ヘサル
ヘシ故ニ重大ナル財産ニ限リテ其
ノ協賛ヲ要スルコトニ定メタリ此

レ各國ノ例ニ倣ヘルナリ而シテ其ノ
土地ニ於テ議會ノ協賛ヲ要スルモノ
ト要セサルモノトノ限界ハ會計規則
ニ定ムル見積價格ト面積トヲ以テ標
本トナサシム蓋一箇所ニシテ拾萬坪
以内ノ土地森林ハ通常独立ノ大經濟
ヲ營ムニ足ラサルモノナレハ便宜之
ヲ賣却シ又ハ境界整理ノ為メ民有地
ト交換スル等專ラ行政上ノ便宜ニ任
セントス

第四條 官有財産ノ賣拂代金ハ其

ノ財産引渡ノ際一時ニ納付セシ

ム但土地森林營造物家屋船舶ノ

賣拂代金拾萬圓以上ノモノハ左

ノ制限存ニ於テ年賦納ノ契約ヲ

為スコトヲ得

第一 賣拂代金拾萬圓以上五拾

萬圓未満ハ五箇年以存

第二 賣拂代金五拾萬圓以上百

萬圓未満ハ十箇年以存

第三 賣拂代金百萬圓以上二十

五箇年以内

官有財産賣拂代金ハ一時ニ金額
ヲ上納セシムルヲ以テ原則ト爲
シ獨リ巨大ノ金負ニシテ特別ノ
事情アル場合ニ於テハ別段ノ契
約ニ依リ制限存ニ於テ年賦納メ
爲スノ餘地アリシム

第五條 官有財産賣拂代金全額ニ

至ラサル間ハ買受人ニ於テ其ノ
財産ヲ他ニ賣拂又ハ讓與又ハ交
換質入書入スルコトヲ得ズ但買
受人ニ於テ大藏大臣ノ定ムル所
ニ從ヒ保證金ヲ納ムルトキハ此
ノ限ニ在ラズ

第六條

官有ノ土地森林ニ屬スル

諸權利ニシテ舊慣ニ依リ地元人

民之ヲ使用スルトキ若シ從來政

府ノ特許ヲ得テ之ヲ使用スル者

アルトキ若シ從來公眾ノ用ニ供

スルトキ其ノ諸權利ハ土地森

林ノ買受人ニ屬セザルモノトス

土地森林ニ屬スル諸權利トシテ伐

木落葉下草牧畜漁獵鳥獸獵土石

掘採礦泉利用ヲ云フ

第七條 官有財産ノ貸付スルトキ
其ノ貸付料ヲ徴收スヘシ但土
地森林又ハ之ニ屬スル諸權利ニ
シテ舊慣ニ依リ地元人民ノ使用
スルモノハ從來ノ慣例ニ從ヒ貸
付料ヲ徴收セサルコトヲ專

第八條 土地森林ヲ貸付スルニ當
リ其ノ土地又ハ森林ニ屬スル諸
權利ニシテ旧慣ニ依リ地元人民
之ヲ使用スルトキ又ハ従来政府
ノ特許ヲ得テ之ヲ使用スル者ア
ルトキ又ハ従来公衆ノ用ニ供ス
ルトキハ其ノ旧慣ヲ存シテ同時
ニ貸付セサルモノトス

第九條 官有財産ノ貸付ハ左ノ期

限ヲ超エルコトヲ得ズ但別段ノ

法律ヲ以テ期限ヲ定ムルモハ

各其ノ定ムル所ニ據ル

第一 樹木培養ニ供スル土地ハ

五十年以内

第二 農工其ノ他ノ營業及住居

ニ供スル土地ハ三十年以内

第三 土地森林ニ屬スル諸權利

及家屋ハ五年以内

第四 右ニ掲ケサル物件ハ三年
以内

第十條 官有財産ノ貸付期限中貸
付契約ヲ遵守シ該財産ノ保存ヲ
忽ニセサル者ニハ満期後高一期
間前ノ契約ヲ繼續シテ該財産ヲ
貸付スルコトヲ得

第十一條 官有財産ノ貸付期限内

政府ニ於テ其ノ財産ヲ公用又ハ

官用ニ供スルノ必要アルトキハ

貸付ノ契約ヲ解キ之ヲ返還セシ

ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ借受人ハ其ノ

受タル直接ノ損失ニ付相當ノ賠

償ヲ求ムルコトヲ得

第十二條 官有財産ノ借受人ハ政

府ノ許可ヲ得スシテ其ノ財産ノ

原形ヲ変シ若ハ故意怠慢ニ由リ

之ヲ荒廢ニ帰シ又ハ毀損亡失シ

タルトキハ相當ノ賠償ヲ爲ス

ニ

貸付財産ノ修理其ノ他費用ノ負

擔、契約ノ際特ニ之ヲ定ムルニ

第十三條 官有財産ノ借受人自ラ
其ノ財産ヲ使用セス他人ニ轉貸
セシトスルトキハ政府ノ認可ヲ
受ク一ニ但第七條但書ニ據リ貸
付料ヲ徴収セサルモノハ他ニ轉
貸スルコトヲ得ス

第十四條 官有財産ノ借受人ハ其
ノ貸付料一箇年分以上ニ相當ス
ル保證金ヲ納ムニシ

第十五條 従来ノ慣例ニ依リ地元
人民ノ使用スル土地森林又ハ之
ニ屬スル諸權利貸付ノ方法又貸
付ニ關スル契約ノ條件ハ總テ旧
慣ニ依ルコトヲ得

第十六條 官有財産ヲ以テ他人ノ
所有物ト交換スルコトヲ得ルハ
同一種類ノ財産ニシテ評定價格
相均キモノニ限ル
营造物家屋船舶及其ノ附屬物器
具器械ハ他人ノ所有物ト交換ス
ルコトヲ得ス

官有財産ノ交換ハ可成之ヲ行ハ
サルヲ原則トス然レトモ土地森
林ノ如キ經濟上利益アル場合ニ

限り之ヲ許ス但シ交換者ノ一方
ヨリ現物ノ不足ヲ補償スルニ金
額若ハ他物ヲ以テスルコトヲ許
サス

第十七條 官有財産ヲ賣拂貸付若
ハ交換スル場合ニ於テ其ノ財産
ヲ管理シ若シ其ノ取扱ヲ爲ス官
吏ハ之ヲ實受テ借受ク又ハ自己
ノ所有物ト交換スルコトヲ得ス

第十八條 官有財産ノ賣拂貸付讓

與交換ニ関シ官吏ト人民トノ間

ニ起ル争訟ハ民事裁判所ノ管轄

トス

第十九條 政府ハ毎年土地森林官
造物家屋船舶ノ増減總報告書ヲ
製シ及毎年其ノ總目錄ヲ製シ
帝國議會ニ報告スヘシ

第二十條 本法施行ノ前ニ官有財
産賣拂若ハ貸付ノ契約ヲ為シタ
ルモノハ總テ旧契約ニ依ルニシ
テ貸付ノ期限ナキモノハ本法施行
ノ日ヨリ一箇年ノ後本法ニ依リ
更ニ契約ヲ為スニシ

第二十一條 本法ハ明治二十二年

月日ヨリ施行ス其帝國議

會協賛ヲ經キモハ議會

會期ニ至ルヲテハ樞密院

ヲ往一三



